

土壤汚染対策法の施行状況

1. 調査・区域指定

有害物質使用特定施設の廃止に係る土壤汚染の調査（法第3条）

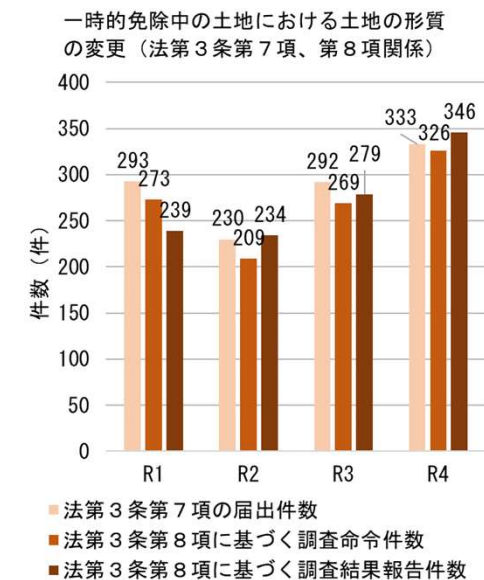
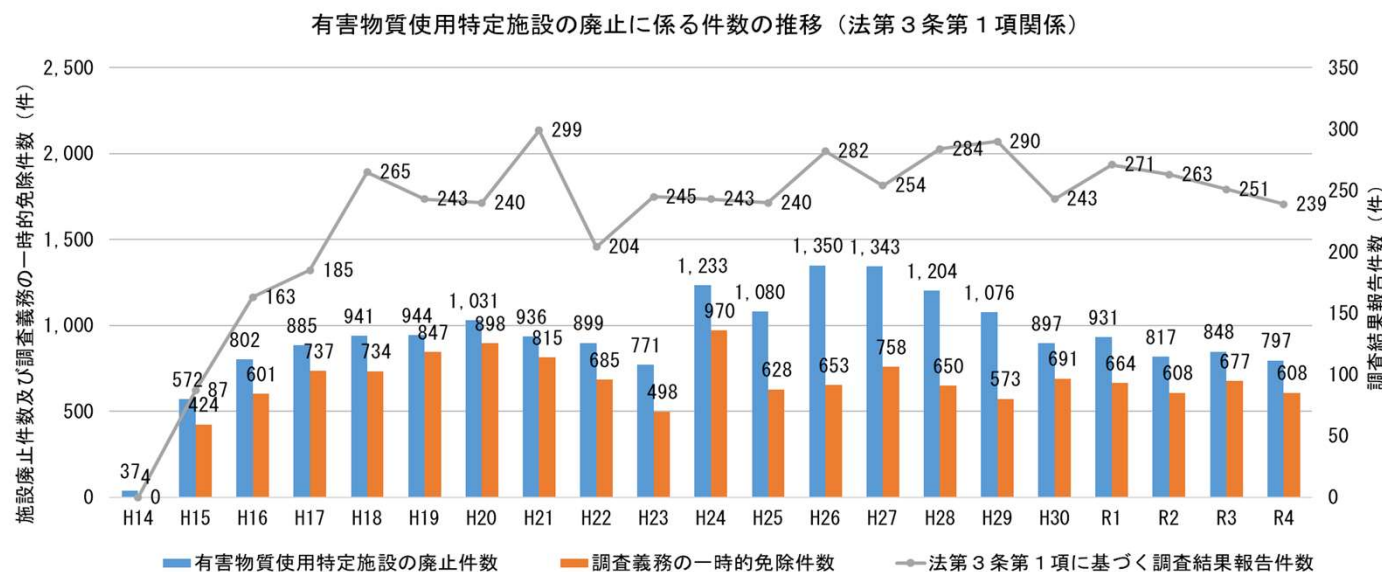
制度概要

- 有害物質使用特定施設の廃止時：土地の所有者等に対して土壤汚染の調査義務発生（法第3条第1項）
- 都道府県知事の確認を受けた場合には、調査義務が一時的に免除（法第3条第1項ただし書）
- 一時的免除を受けた土地で900m²以上の土地の形質変更を行う場合には届出義務が発生し、都道府県知事から調査命令が発出（法第3条第7項、第8項 ※H31.4施行）

施行状況

※青字は平成29年改正の改正点、以下同様。

- 法第3条第1項に基づく調査結果報告件数は、平成22年以降概ね横ばいである。
- 有害物質特定施設を廃止した事業場の7割以上が調査義務の一時的免除を受けている。
- 令和4年度の一時的免除を受けた土地での900m²以上の土地の形質の変更届出は、333件であった。



過去に調査義務の一時的免除を受けた土地で900m²以上の土地の形質の変更を行った事例

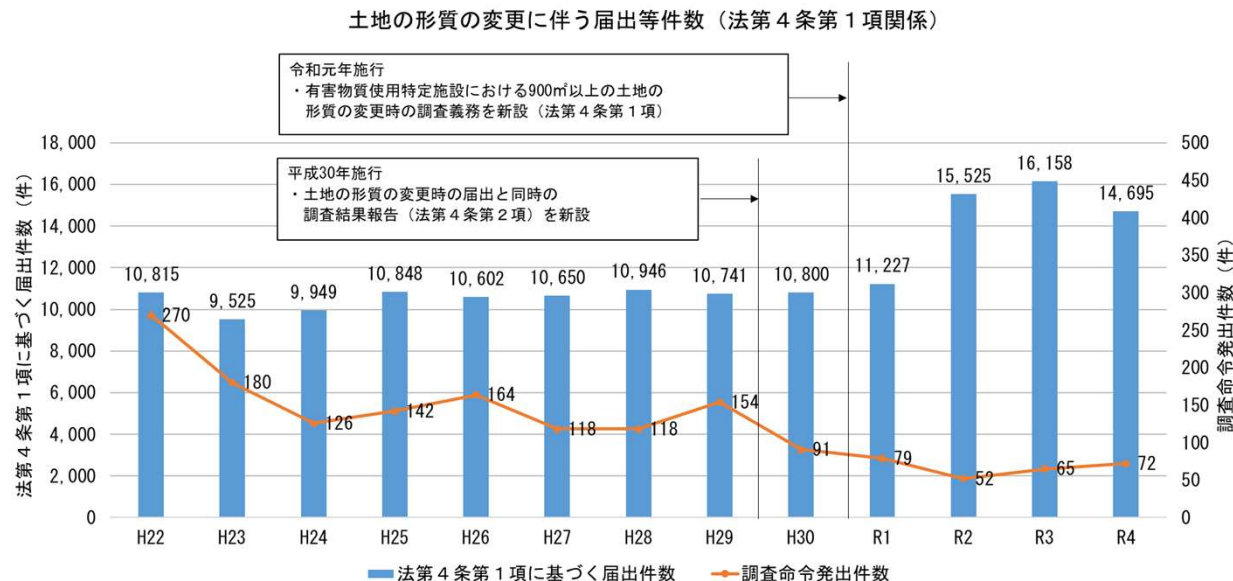
土地の形質の変更に係る土壤汚染の調査（法第4条）（1）

制度概要

- 一定規模以上の土地の形質変更をしようとする者に届出義務が発生。有害物質使用特定施設が存在する（した）土地については、面積要件を拡大（900m²以上3,000m²未満も対象に追加）（法第4条第1項 ※H31.4施行）
- 都道府県知事が当該土地について土壤汚染のおそれがあると認めた場合には土地の所有者等に対して調査命令を発出可能（法第4条第3項）
- 円滑な工事着手等の観点から、土地の所有者等の全員の合意の上で、法第4条第1項の形質変更届出と同時に調査結果を報告可能（法第4条第2項 ※H30.4施行）

施行状況

- 土地の形質変更の届出件数は1万件程度で推移していたが、令和元年に有害物質使用特定施設が存在する（した）土地については、面積要件が900m²以上となり、令和2年から届出件数が増加した。
- 平成30年度から土地の形質変更の届出と同時に調査結果を報告することが可能になったため、調査命令の発出件数は平成30年度以降、減少傾向となっている。

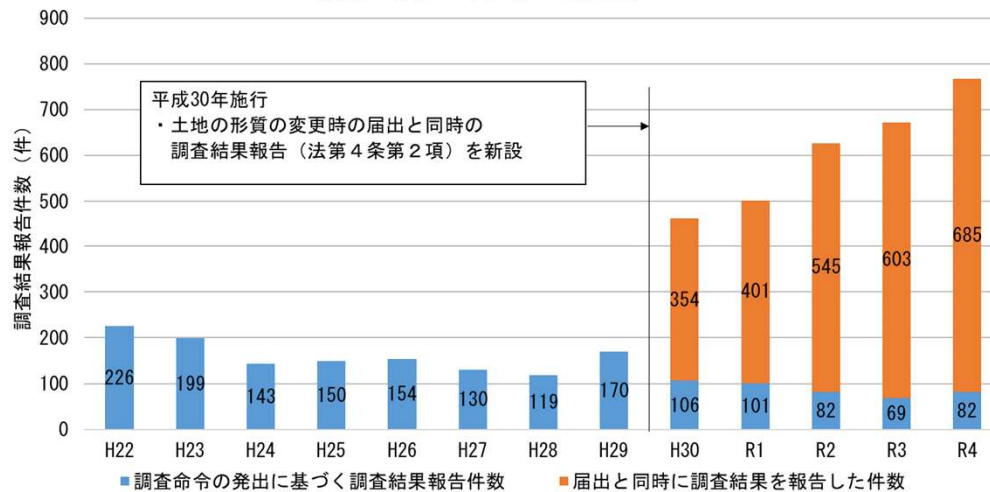


土地の形質の変更に係る土壤汚染の調査（法第4条）（2）

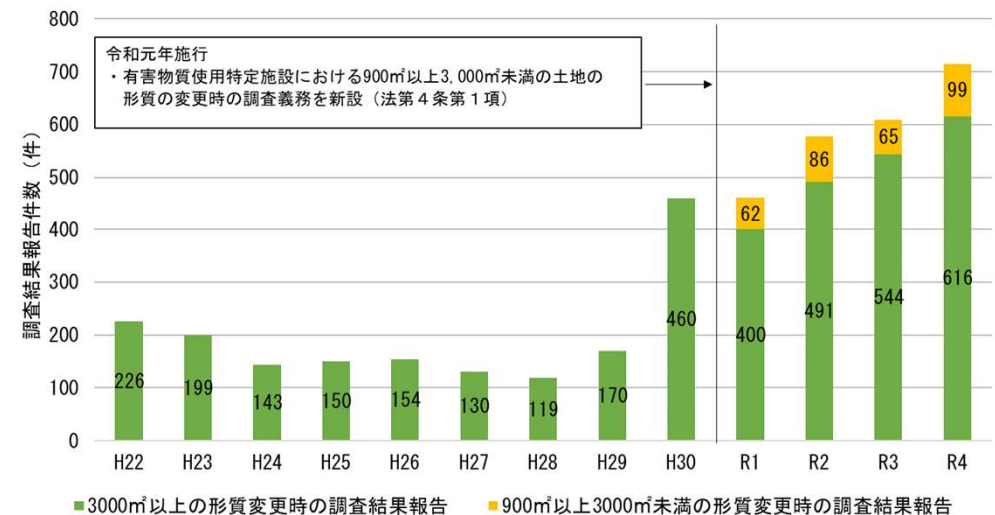
施行状況

- 届出と同時に報告された調査結果報告件数は、約350～680件程度であり、法第4条に基づく結果報告の8～9割程度を占めている。
- 有害物質使用特定施設が存在する（した）土地における、900m²以上3,000m²未満の土地の形質変更の際の調査結果報告件数は、全体の1割程度である。

土地の形質の変更に伴う調査結果報告件数
（法第4条第2項、第3項関係）



土地の形質の変更の面積別の調査結果報告件数
（法第4条第2項、第3項関係）



人の健康被害が生ずるおそれがある土地に係る土壤汚染の調査（法第5条）

制度概要

- 都道府県知事が土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めた場合には土地の所有者等に対して調査命令を発出可能（法第5条第1項）

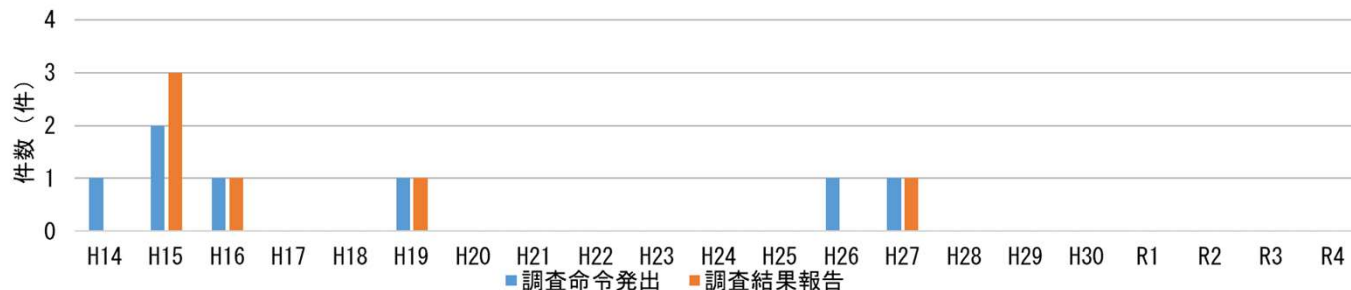
【人の健康被害が生ずるおそれの主な要件】

ケース	土壤汚染の蓋然性	汚染土壤に対する人の暴露の可能性
①	土壤溶出量基準不適合が明らか	当該汚染に起因して地下水基準を超える地下水の水質汚濁が生じている又は生ずることが確実、かつ、地下水の飲用等の利用がある
②	土壤溶出量基準不適合のおそれがある	当該汚染に起因して地下水基準を超える地下水の水質汚濁が生じており、かつ、地下水の飲用等の利用がある
③	土壤含有量基準不適合が明らか又は不適合のおそれがある	人が立ち入ることができる

施行状況

- 法第5条の調査命令発出件数は、過去7件であり、そのうち6件の調査結果が報告※されている。
- 調査の結果、4件の基準不適合（第一種特定有害物質2件、第二種特定有害物質2件）が確認された。

法第5条に基づく調査件数



※平成27年の調査命令発出は、平成26年に発出した調査命令を、土地の所有者の変更により再度発出したものである。

自主的な土壌汚染の調査による区域指定の申請（法第14条）

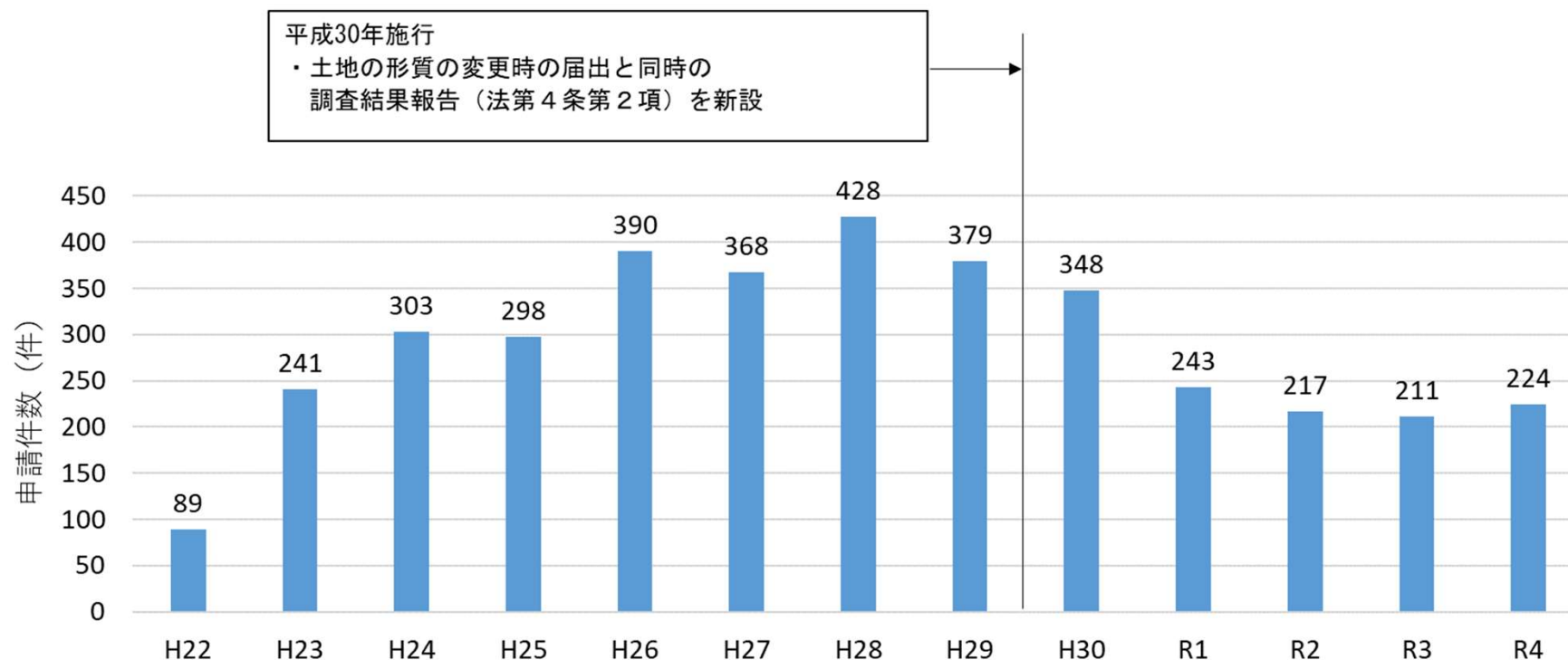
制度概要

- 自主的に土壌汚染を調査した結果、当該土地の汚染状態が基準に適合しないと思料するときは、土地の所有者等の全員の合意の上で、区域指定を申請可能（法第14条第1項）

施行状況

- 法第14条の申請は、平成30年に土地の形質変更の届出と同時に調査結果の報告を可能（法第4条第2項）として以降、減少傾向にある。これは、土地の形質変更時に、条例等に基づき実施した調査結果を利用して調査命令を経ずに法第14条の申請を行っていたケースが、法第4条第2項に基づく調査結果として報告されたためと考えられる。

法第14条申請

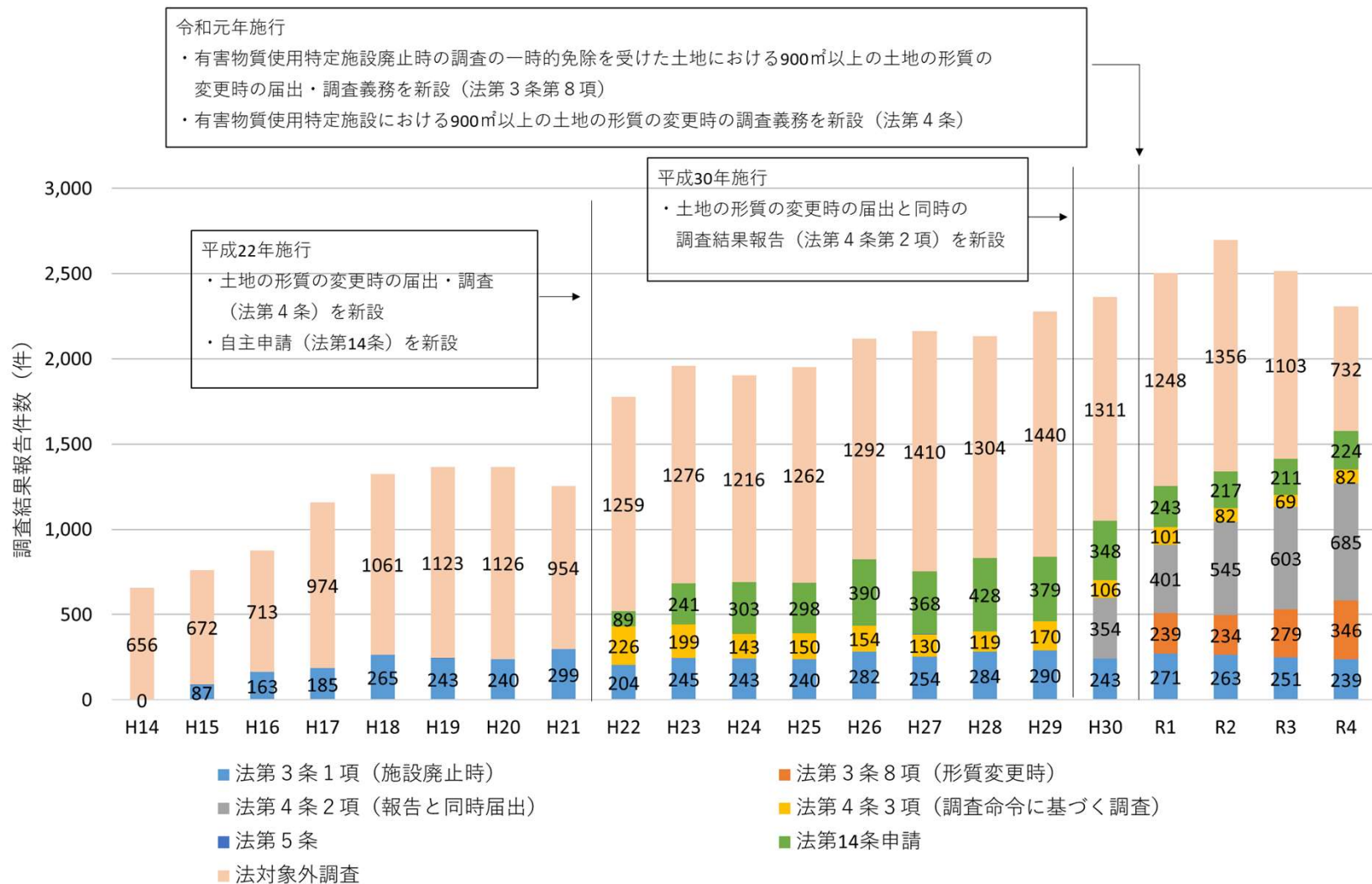


土壌汚染調査件数

施行状況

- 法に基づく調査件数は、平成21年改正法（平成22年施行）、平成29年改正法（平成30年及び令和元年施行）によって増加している。

調査件数の推移



※法対象外調査は、法に基づく調査結果以外で、自治体に報告された調査事例の件数を示す。

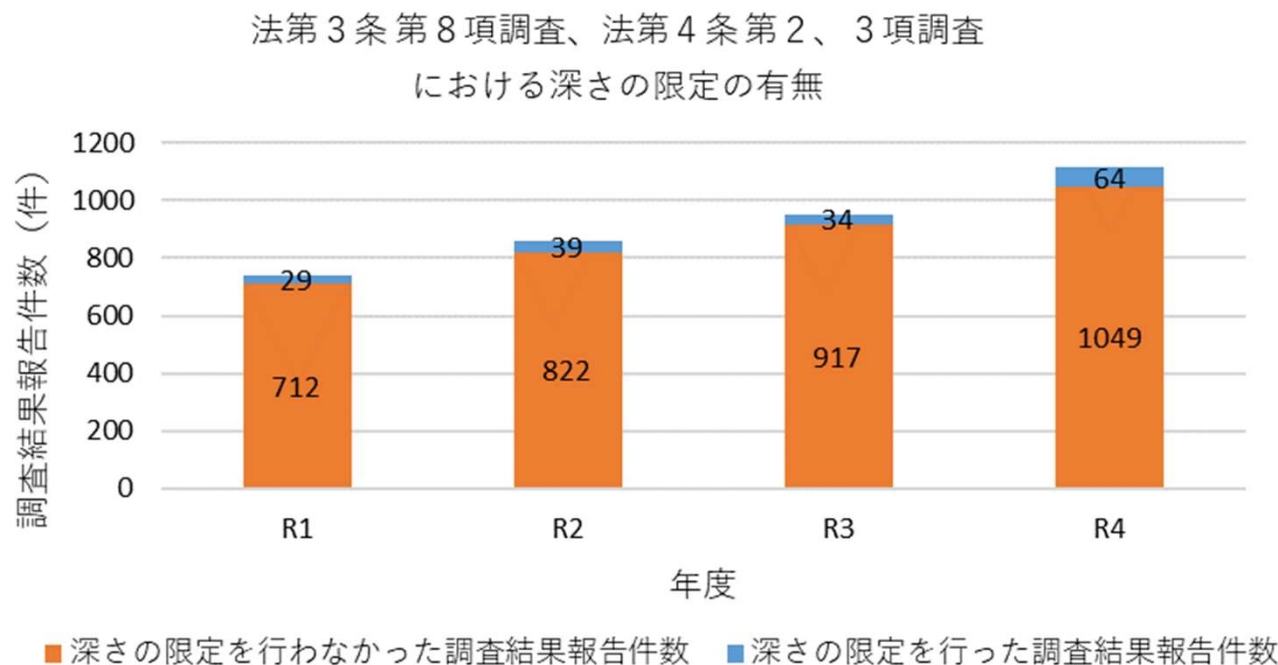
深さの限定（法第3条、法第4条）

制度概要

- 土地の形質の変更を契機として行う土壌汚染状況調査（法第3条第8項、法第4条第2、3項）では、最大形質変更深さより1mを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、土地の形質の変更に伴う汚染の拡散のリスクが低いことから、試料採取の対象としないことができる（規則第4条第4項他 ※H31.4施行）

施行状況

- 深さの限定を行った調査は、対象となる調査報告件数の約6%である。



※深さの限定を行った調査結果報告件数：調査結果報告件数－深さの限定を行わなかった件数 より算出

要措置区域と形質変更時要届出区域（法第6～15条）（1）

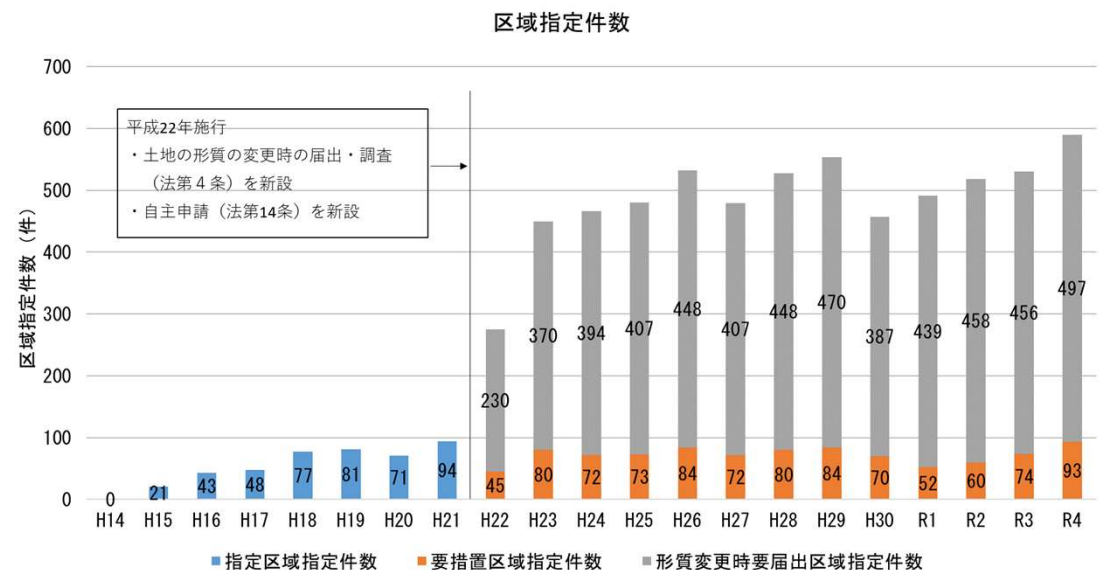
制度概要

- 土壌汚染の調査の結果、当該土地の汚染状態が基準に適合せず、人の健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には要措置区域に、「ない」場合には形質変更時要届出区域に指定（法第6条、第11条）

	要措置区域	形質変更時要届出区域
汚染の除去等の措置	• 土地の所有者等（汚染原因者）は汚染除去等計画の作成・都道府県知事への提出 • 計画に基づいた対策の実施が必要（法第7条 ※H31.4施行） • 一定の場合に汚染原因者への措置費用の請求が可能（法第8条）	不要
土地の形質変更	原則禁止（法第9条）	届出義務あり、施行方法も基準を満たす必要がある（法第12条）

施行状況

- 区域指定件数は、平成21年改正法（平成22年施行）で土地の形質変更時の届出・調査の義務付けや自主申請が規定されたことによって、大きく増加した。
- 区域指定件数のうち、8割以上は形質変更時要届出区域の指定である。

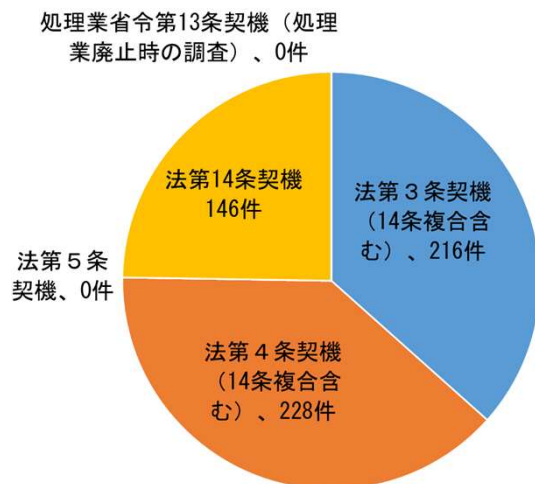


要措置区域と形質変更時要届出区域（法第6～15条）（2）

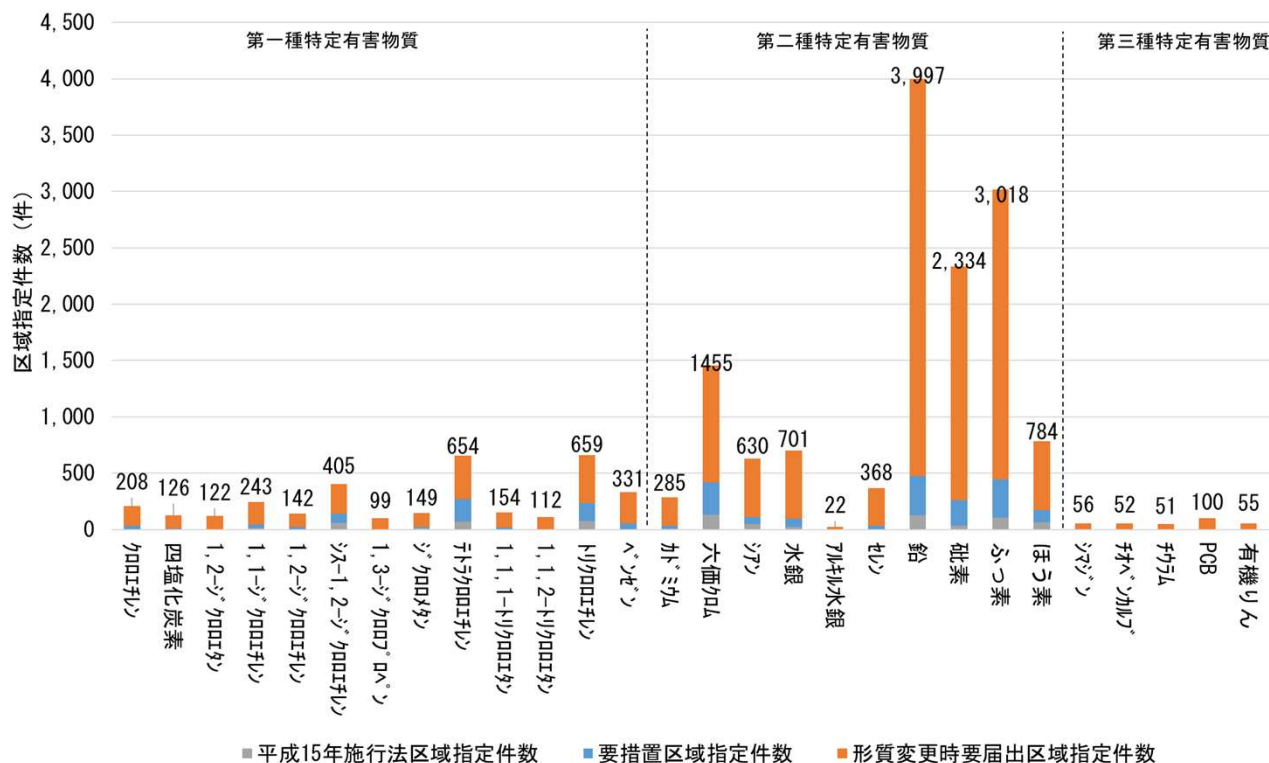
施行状況

- 令和4年度の区域指定の要因となった調査契機は法第3条、法第4条がそれぞれ216件、228件と同数程度であり合計で全体の3/4程度、法第14条は146件であり全体の1/4程度の割合であった。
- 令和4年度までの区域指定の対象となった特定有害物質は、鉛（3,997件）が最も多く、次いでふっ素（3,018件）であった。第一種特定有害物質では、トリクロロエチレン（659件）が最も多く、次いでテトラクロロエチレン（654件）であった。第三種特定有害物質では、PCB（100件）が最も多かった。

区域指定の要因となった調査契機（令和４年度）



特定有害物質の種類別の区域指定件数（累計）



要措置区域と形質変更時要届出区域（法第6～15条）（3）

施行状況

- 要措置区域等で実施される措置は、平成29年改正法（令和元年に全面施行）の施行後においても、掘削除去が最も多くなっている。

実施措置			時期・区域	平成22年～平成30年累計		令和元年～令和4年累計	
				要措置区域	形質変更時 要届出区域	要措置区域	形質変更時 要届出区域
直接 リスク による	舗装			16 (1.6%)	125 (4.0%)	10(1.9%)	110(5.1%)
	立入禁止			18 (1.7%)	50 (1.6%)	2(0.4%)	46(2.1%)
	土壌入換え	区域外土壌入換え		4 (0.4%)	26 (0.8%)	0(0.0%)	17(0.8%)
		区域内土壌入換え		1 (0.1%)	9 (0.3%)	0(0.0%)	10(0.5%)
	盛土			5 (0.5%)	58 (1.8%)	1(0.2%)	43(2.0%)
地下 水等 の リスク による	地下水の水質の測定			198 (19.2%)	231 (7.3%)	45(8.5%)	83(3.9%)
	原位置封じ込め			11 (1.1%)	23 (0.7%)	5(0.9%)	3(0.1%)
	遮水工封じ込め			5 (0.5%)	15 (0.5%)	1(0.2%)	4(0.2%)
	地下水汚染の拡大の防止			19 (1.8%)	19 (0.6%)	8(1.5%)	12(0.6%)
	遮断工封じ込め			0 (0.0%)	8 (0.3%)	1(0.2%)	0(0%)
	不溶化	原位置不溶化		28 (2.7%)	30 (0.9%)	4(0.8%)	2(0.1%)
		不溶化埋戻し		8 (0.8%)	13 (0.4%)	0(0.0%)	4(0.2%)
土壌汚染の除去		掘削除去※ ¹		588 (57.0%)	2317 (73.3%)	394 (74.6%)	1702(79.1%)
		原位置浄化※ ¹		122 (11.8%)	92 (2.9%)	54 (10.2%)	47 (2.2%)
その他※ ²				9 (0.9%)	147 (4.6%)	3 (0.6%)	70 (4.2%)

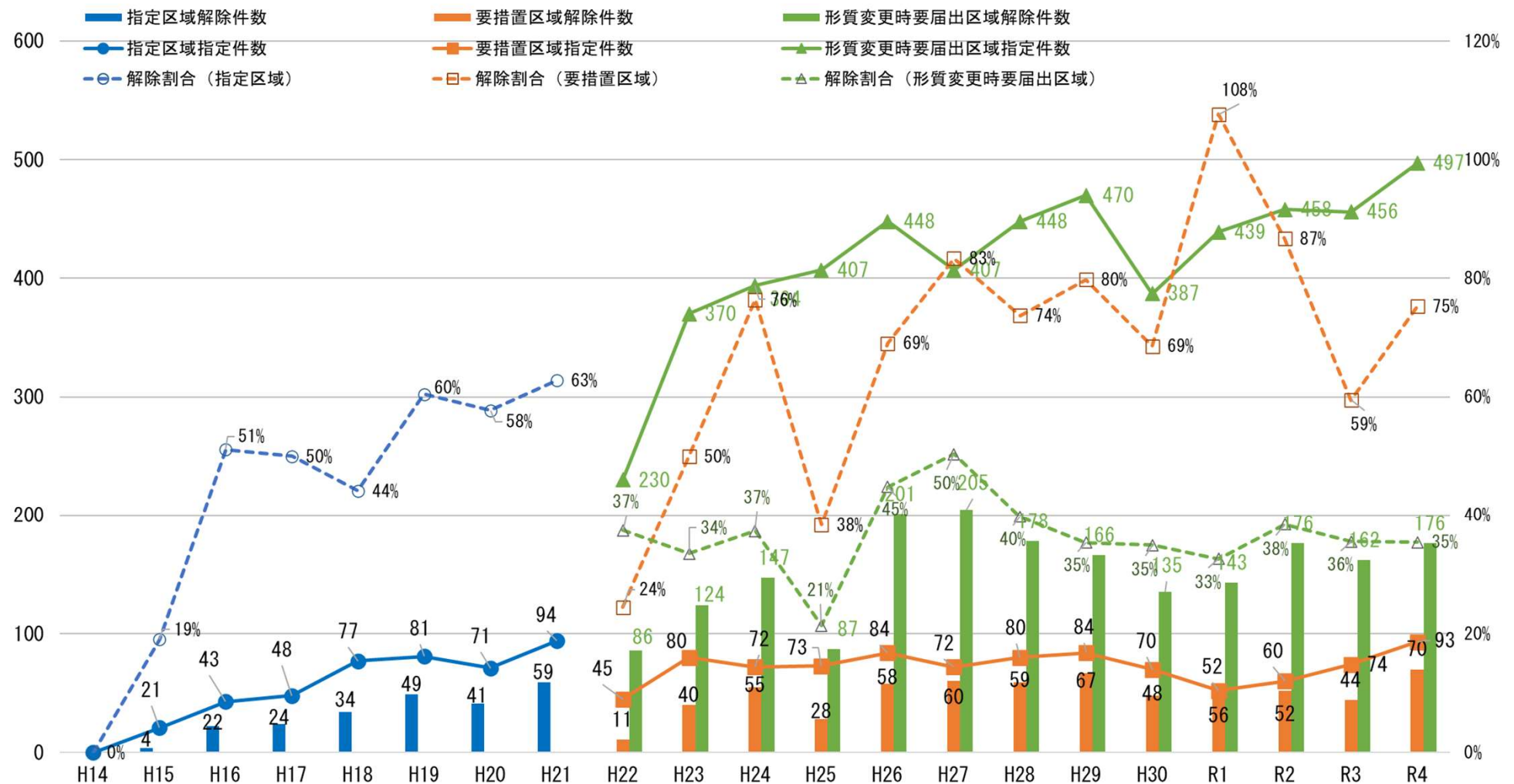
※1：要措置区域等区域内における汚染土壌を搬出しない工事（措置のための準備工事等）（令和2年度までの調査項目）

要措置区域と形質変更時要届出区域（法第6～15条）（4）

施行状況

- 区域に指定され、その後解除された区域の割合は、指定区域が54%、要措置区域が69%なのに対し、形質変更時要届出区域は37%である。形質変更時要届出区域では、区域指定の解除のための措置を行わず、土地利用を行っている事例が多いと考えられる。

区域ごとの指定件数及び解除件数の推移



要措置区域と形質変更時要届出区域（法第6～15条）（5）

施行状況

- 令和元年度～令和4年度では、汚染除去等計画の提出の指示件数278件に対して、汚染原因者への指示は78件、計画提出命令は9件、計画変更命令は1件、措置命令は0件であった。

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
汚染除去等計画の提出の指示件数	49件	66件	70件	93件	278件
うち、汚染原因者への指示件数	13件	26件	18件	21件	78件
汚染除去等計画書の提出命令件数	2件	1件	2件	4件	9件
汚染除去等計画書の変更命令件数	1件	0件	0件	0件	1件
実施措置を講じていないと認められた場合の命令件数	0件	0件	0件	0件	0件

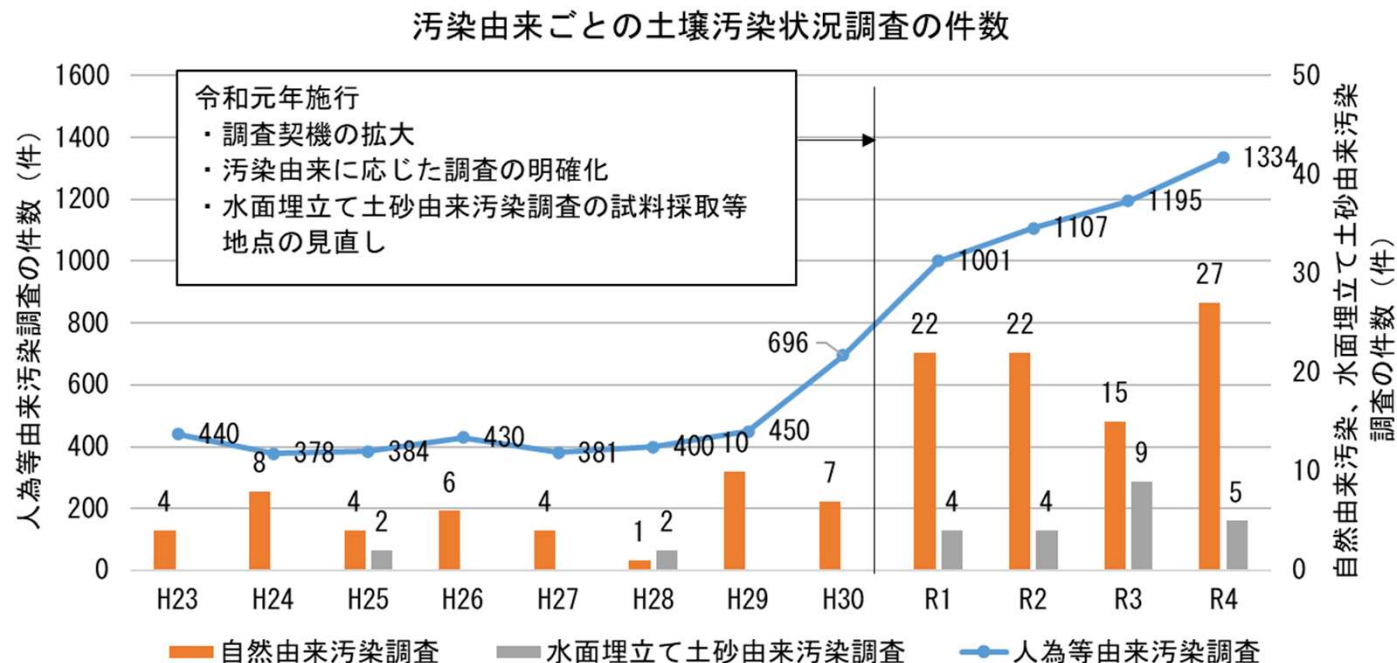
自然由来、水面埋立て土砂由来による土壤汚染の調査（法第3～5、14条）

制度概要

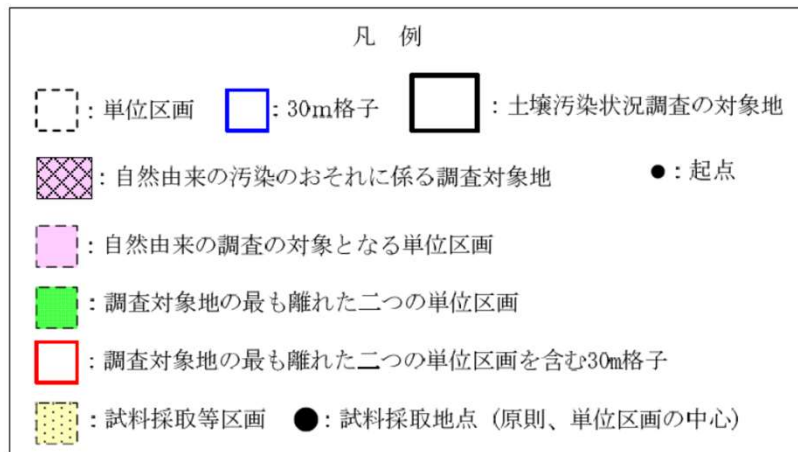
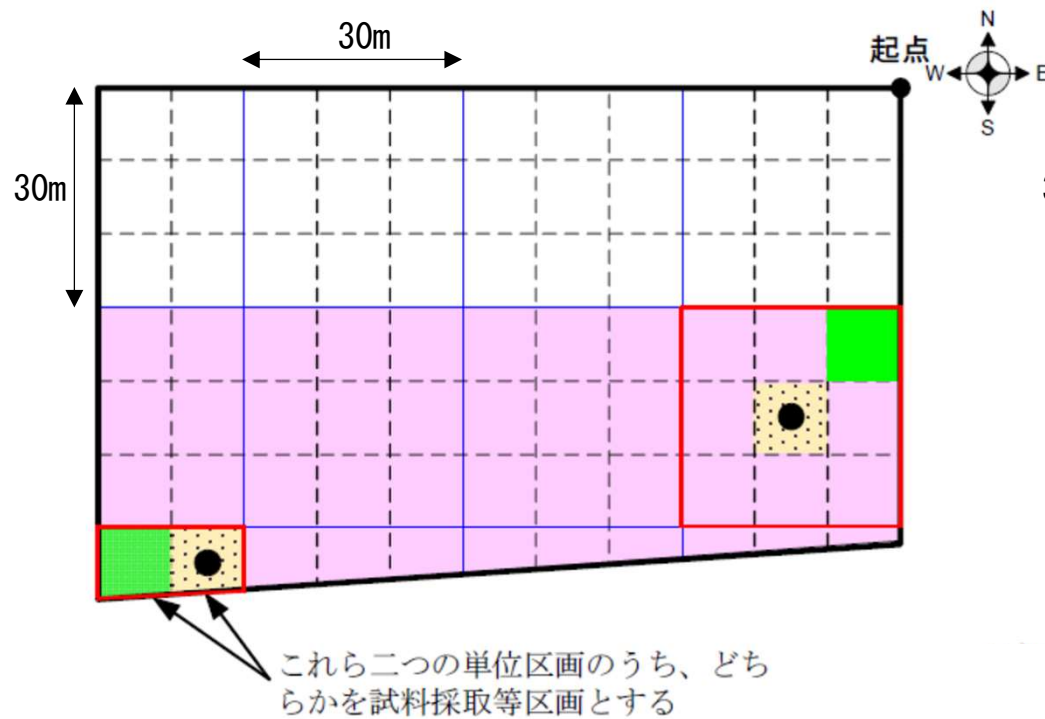
- 自然由来汚染調査：900m格子の最も離れた2つの単位区画を含む30m格子での試料採取により汚染状態を評価（施行規則第10条の2）
 - 自然由来汚染の盛土・埋め戻しの調査：30m格子ごとに1地点の試料採取（施行規則第10条の2第2項 ※H31.4施行）
 - 水面埋立て土砂由来汚染調査：30m格子ごとに1地点の試料採取（施行規則第10条の3）
- ※（参考）人為等由来汚染調査：10m格子ごと又は30m格子ごとに1地点の試料採取

施行状況

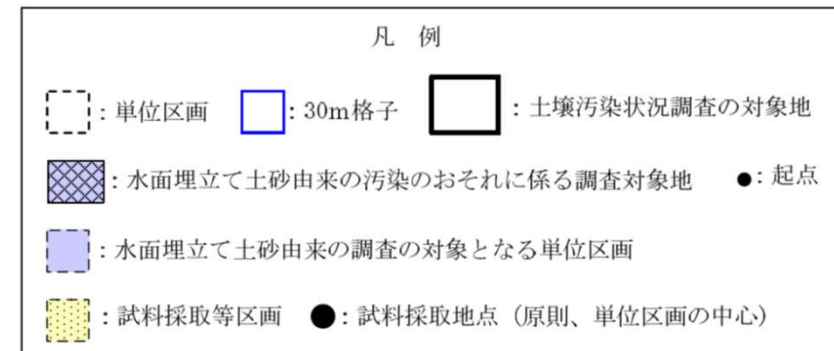
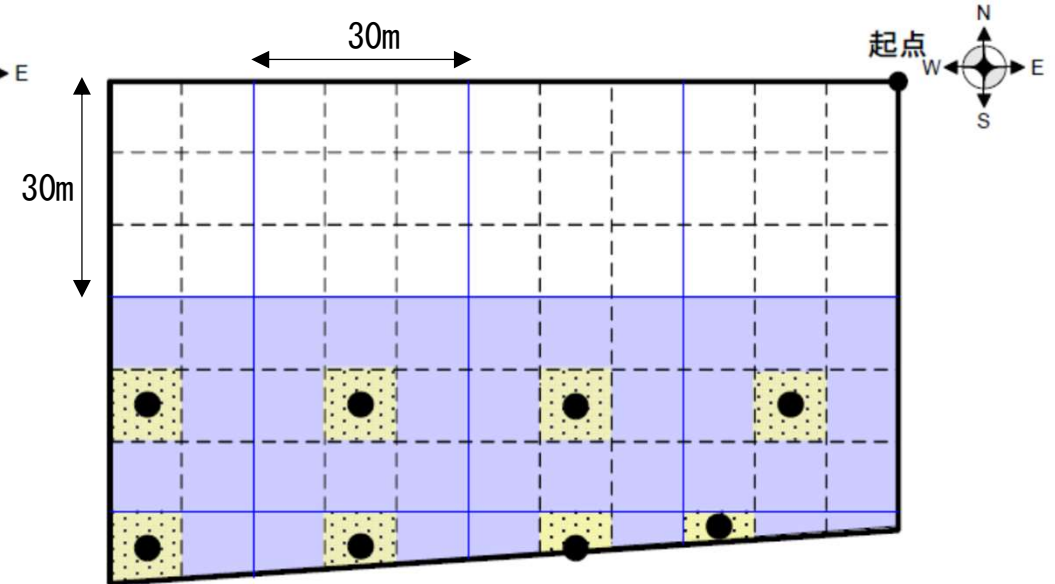
- 平成29年改正法（令和元年施行）において調査契機が拡大され、調査件数が増加しており、自然由来汚染調査や水面埋立て土砂由来汚染調査の件数も増加している。



自然由来、水面埋立て土砂由来による土壤汚染の調査（法第3～5、14条）



自然由来汚染調査の採取地点例



水面埋立て土砂由来汚染調査の採取地点例

臨海部特例区域（法第12条）

制度概要

- 形質変更時要届出区域では、土地の形質の変更時に事前の届出が原則（法第12条）
- 臨海部特例区域では、土地の形質の変更の届出について、事前ではなく1年ごとの事後に届出（法第12条第1項第1号 ※H31.4施行）
- 【臨海部特例区域の要件】
形質変更する土地について、土壤汚染が自然由来又は埋立土砂由来であり、かつ、工業専用地域等に分類され、下流に工業専用地域等以外の地域がない（人の健康被害が生ずるおそれがない）こと

施行状況

- 臨海部特例区域は令和元年に1件が指定されており、その後、現在まで新たな指定はない。

臨海部特例区域の指定の状況（令和6年4月1日現在）

区域	所在地	指定日	面積	調査契機	特定有害物質
臨海部特例区域	三重県三重郡	令和元年 6月28日	4,330m ²	法第14条	砒素、ふっ素 (溶出、含有)

2. 汚染土壌の搬出・運搬・処理

汚染土壌の搬出・運搬・処理（法第16～28条）

制度概要

- 要措置区域等外へ汚染土壌を搬出しようとする者は、届出が必要（法第16条）
※ただし、認定調査を行い、都道府県知事から基準適合の認定を受けた土壌は適用除外
- 汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬に関する基準の遵守が必要（法第17条）
- 汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者へ委託が必要（法第18条）
※ただし、汚染土壌の処理の委託の例外となる搬出として、区域間移動及び飛び地間移動による搬出（※H31.4施行）
- 汚染土壌に関する管理票の交付及び保存の義務（法第20条）
- 汚染土壌の処理業を行おうとする者は、都道府県知事への許可申請（変更含む）及び汚染土壌の処理に関する基準の遵守が必要（法第22、23条）

施行状況

- 汚染土壌処理施設は令和4年度末時点で172施設である。
- 自然由来等土壌の活用のため、平成29年改正法で追加された自然由来等土壌利用施設は、2施設が許可を受けている。

施設の種類	施設数
浄化等処理施設（浄化）	38
浄化等処理施設（溶融）	4
浄化等処理施設（不溶化）	17
セメント製造施設	21
埋立処理施設	42
分別等処理施設	48
自然由来等土壌利用施設※	2
合計	172

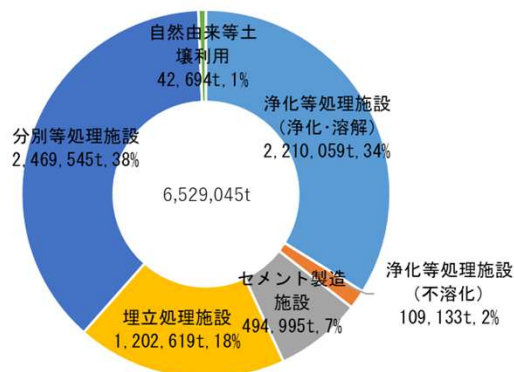
※自然由来等土壌のみ処理可能（他施設は由来不問）

汚染土壌の搬出・運搬・処理（法第16～28条）（2）

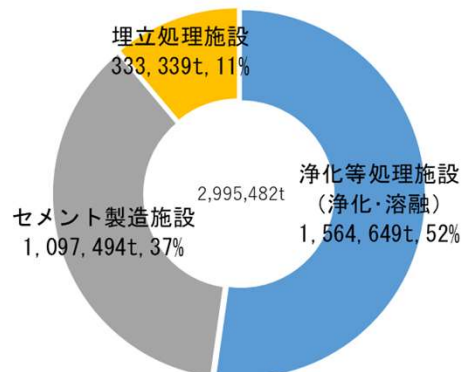
施行状況

- 令和4年度の汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理量は、一次処理が約650万トン、二次処理が約300万トンである。新設された自然由来等土壌利用施設では、約4万トンが処理された。
- 汚染土壌（一次処理）のうち、法対象土壌は約4割であった。

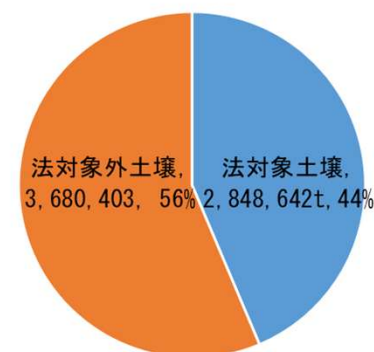
一次処理（法対象土壌と法対象外土壌）
令和4年度



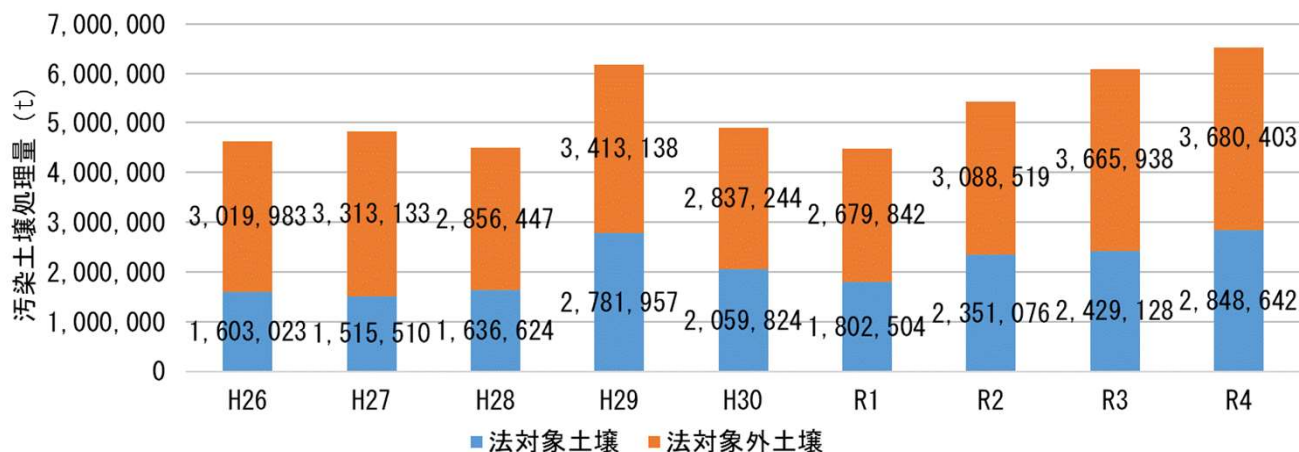
二次処理（法対象土壌と法対象外土壌）
令和4年度



法対象土壌と法対象外土壌の割合
（一次処理）
令和4年度



汚染土壌の処理量の推移

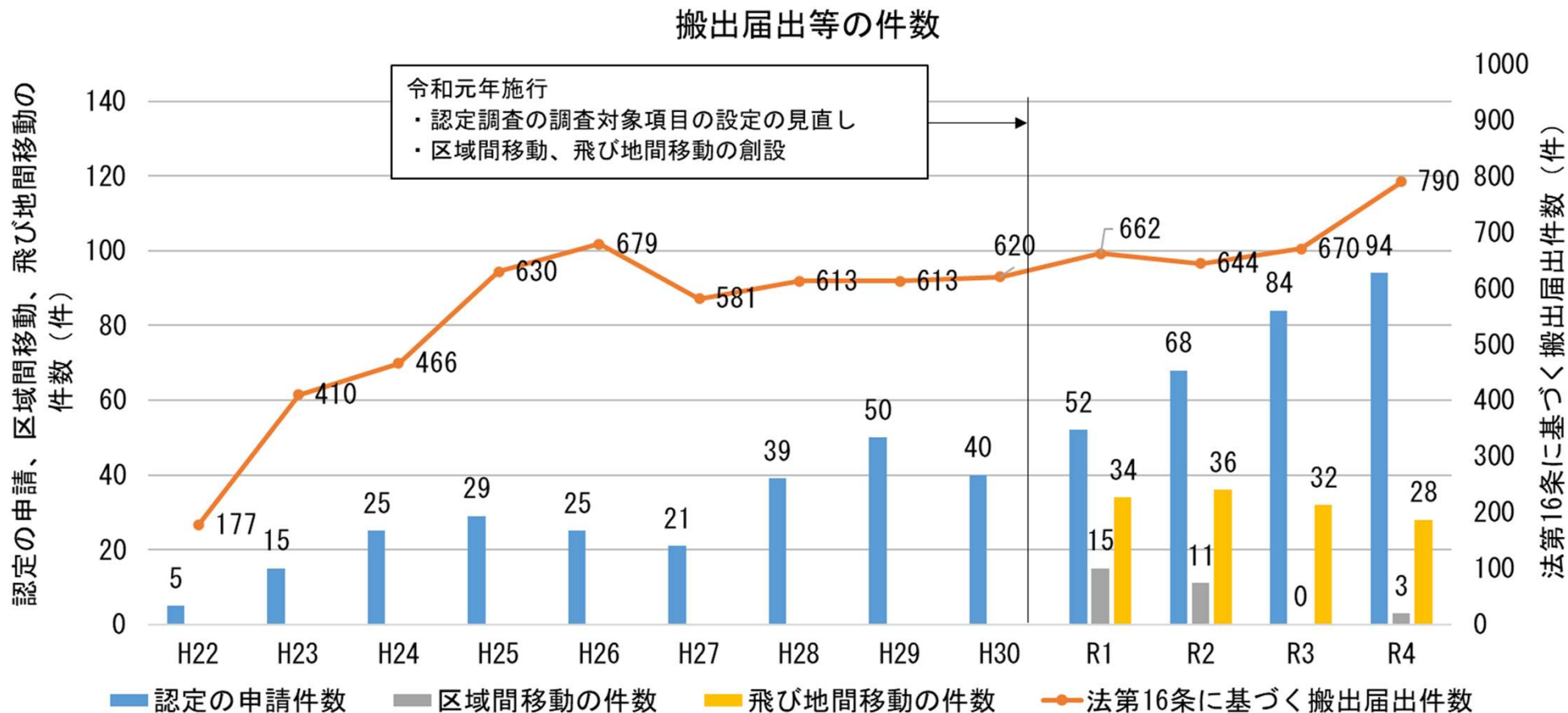


※施行状況調査での集計を開始した平成26年度からの推移を示した。

汚染土壌の搬出・運搬・処理（法第16～28条）（3）

施行状況

- 要措置区域等からの搬出届出は、近年は約650～800件程度で推移している。
- 基準適合の認定の申請件数は、令和元年の改正法施行後、増加傾向にある。
- 令和元年から創設された区域間移動及び飛び地間移動については、飛び地間移動が年間30件程度利用されている。区域間移動は令和元年度、2年度に年間10件程度の利用があったが、令和4年度の利用は3件のみであった。



自然由来等により汚染された土壌の運搬・活用（法第18条）

制度概要

- 指定区域から汚染土壌を搬出する場合は、汚染土壌処理施設での処理が原則（法第18条）
- 自然由来特例区域間又は埋立地特例区域間において、土地の形質変更自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出する場合は、特例として区域間移動が可能（法第18条第1項第2号 ※H31.4施行）

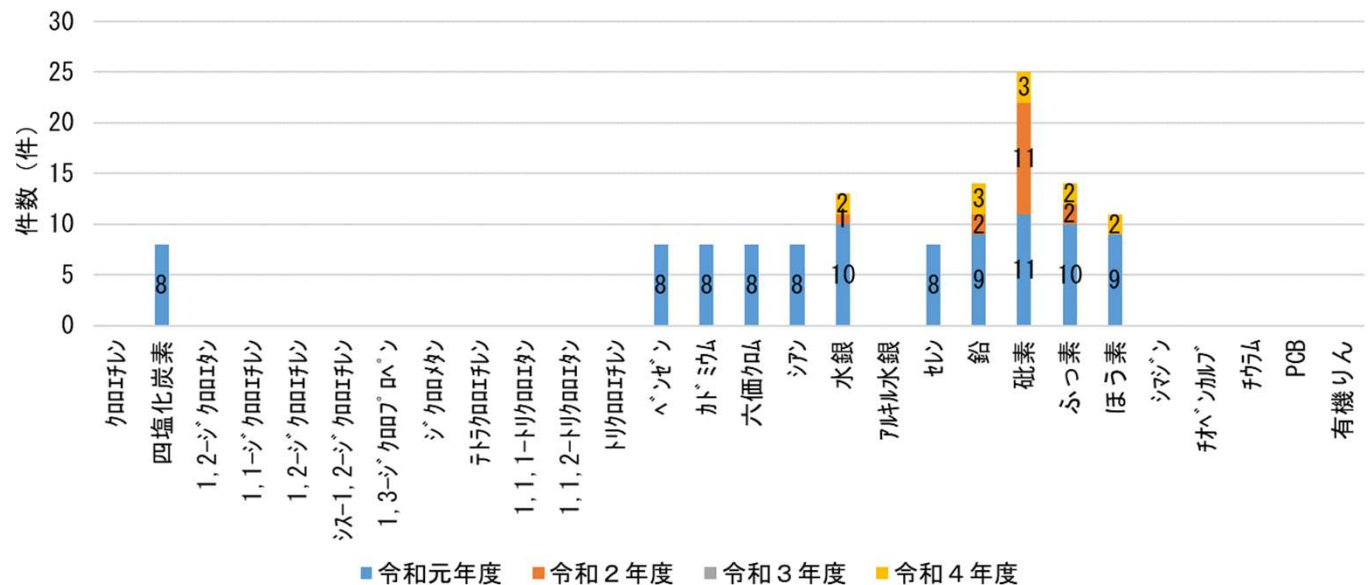
施行状況

- 区域間移動は、令和元年度は15件約120万m³、令和2年度は11件約4,000m³、令和4年度は3件約1,680m³が行われた。
- 区域間移動をした土壌で最も多い汚染は、砒素によるものである。

区域間移動の状況

年度	件数	移動土量
令和元年度	15件	約1,200,000m ³
令和2年度	11件	約4,000m ³
令和3年度	0件	—
令和4年度	3件	約1,680m ³

区域間移動をした土壌の汚染物質



※1事例で複数項目の事例もあるため、件数は事例数とは一致しない。

自然由来等により汚染された土壌の処理・活用（法第22条）

制度概要

- 自然由来特例区域及び埋立地特例区域から発生する基準不適合について、適正な管理の下で資源として有効利用する観点から、汚染土壌処理施設の1つである自然由来等土壌利用施設として利用可能（処理業省令第1条 ※H31.4施行）

【自然由来等土壌利用施設の種類】

- 自然由来等土壌構造物利用施設：汚染土壌を土木構造物の盛土材等に利用 ※①新たな地下水汚染防止措置が講じられていること、②他の法令（例：道路法、港湾法）により維持管理を適切に行うことが定められていることが必要
- 自然由来等土壌海面埋立施設：汚染土壌を公有水面の埋立てに利用

施行状況

- 自然由来等土壌利用施設は、令和3年1月（大阪府）と令和元年10月（高知県）に2件が許可されており、令和6年4月1日現在、当該2施設が稼働している。
- 自然由来等土壌利用施設の設置者は大阪市と国土交通省であり、いずれも官公庁である。

自然由来等土壌利用施設の状況（令和6年4月1日現在）

施設の種類	設置者	所在地	処理能力	許可物質
自然由来等土壌海面埋立施設	大阪市長	大阪府大阪市	埋立地面積：1,034,000m ² 受入容量：2,301,000m ³	鉛、砒素、 ふっ素
自然由来等土壌構造物利用施設	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長	高知県高岡郡	受入容量：62,000m ³	鉛、砒素、 ふっ素

3. 指定調査機関、基金、立入検査等

指定調査機関（法第29～43条）

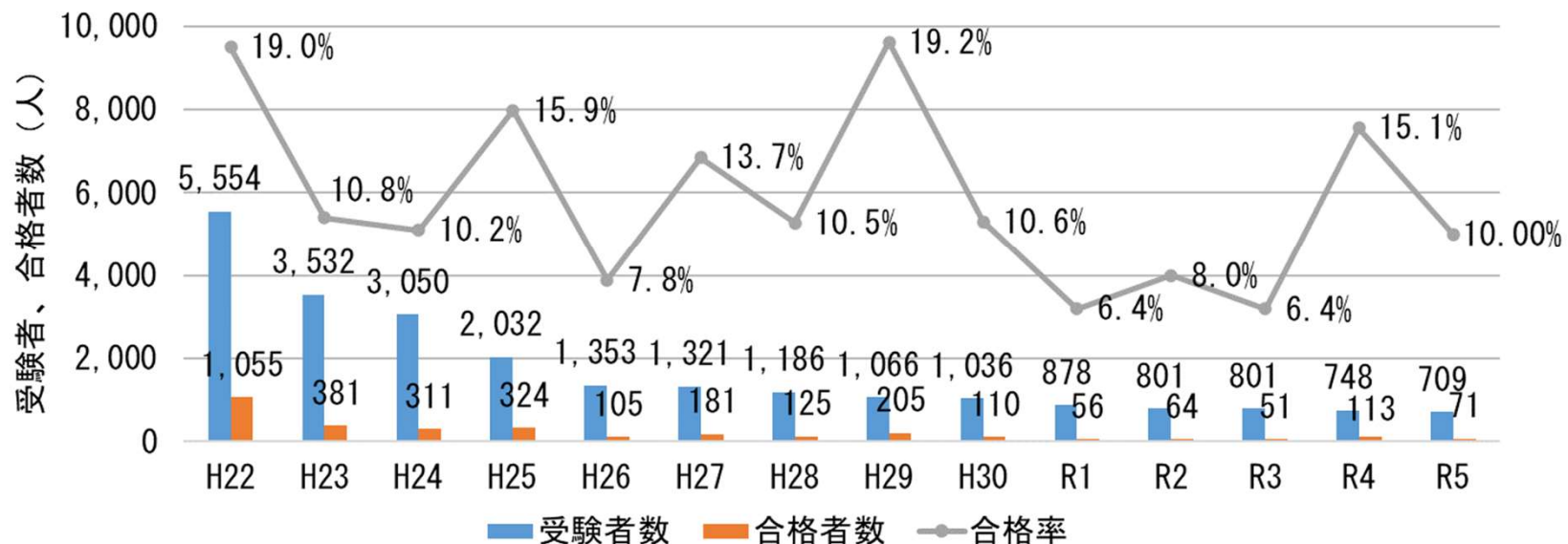
制度概要

- 法に基づく土壤汚染の調査等を行う者として、一定の技術的能力を有する者を環境大臣又は都道府県知事が指定調査機関に指定。5年ごとに更新が必要（法第29条、第32条）
- 指定調査機関には、技術管理者の設置及び技術管理者による監督が義務付け（法第33条、第34条）
※技術管理者は環境大臣が行う技術管理者試験に合格した者

施行状況

- 令和6年3月29日現在、指定調査機関数は681件、事業所数は819件である。なお、令和4年度の土壤汚染状況調査件数は1,576件である。
- 土壤汚染調査技術管理者試験の合格者数は、令和5年度までの累計で3,152名である（ただし、資格者証の未申請、失効、自治体職員等を含むため、技術管理者の実務に就ける者はこれより少ないことに留意する必要がある。）。

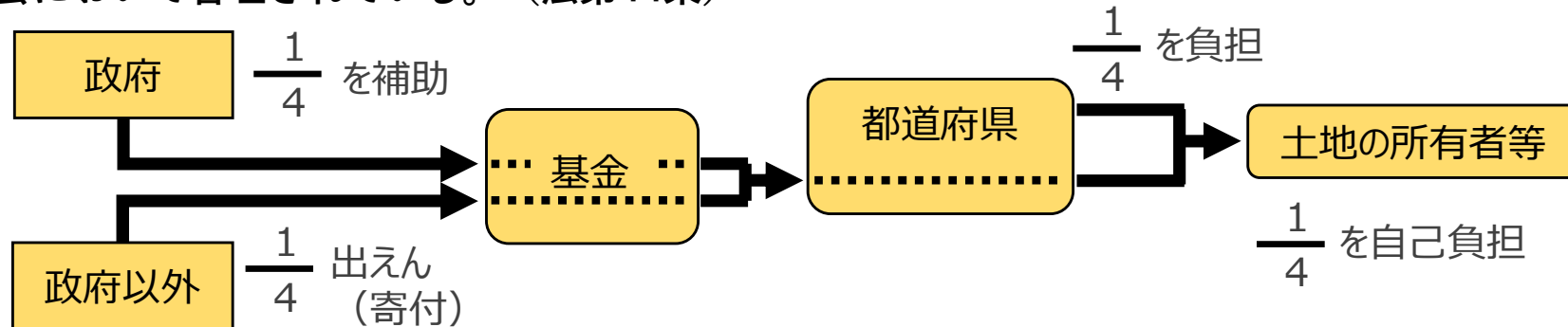
技術管理者試験の受験者数、合格者数、合格率の推移



土壌汚染対策基金（法第44～47条）

制度概要

- 基金は、政府からの補助と民間などからの出えんにより造成され、指定支援法人 公益財団法人日本環境協会において管理されている。（法第44条）



【助成対象となるための要件】

- 「要措置区域」に指定された（又は指定される予定の）土地であること
- 「汚染原因者が不明・不存在」であること
不明：汚染原因者が判明しない場合
不存在：汚染原因者が倒産等により存在しない場合
- 「費用負担能力が低い」こと

施行状況

- 措置の実施者に対する助成金の交付は、平成19年度にさいたま市1件、及び平成22年度に大阪府1件（時期は交付決定日）の2件である。
- 指定支援法人では、土壌汚染に関する普及啓発セミナーや相談窓口の開設を行っている。
- 要措置区域の指定は1年間に約70件（令和元年度～令和4年度の平均）、令和元年度～令和4年度に年平均2件以上要措置区域を指定している自治体は14自治体（158自治体の約9%）、令和元年度～令和4年度に指定実績がない自治体は、79自治体（約5割）である。

立入検査・罰則等（法第54、65～69条）

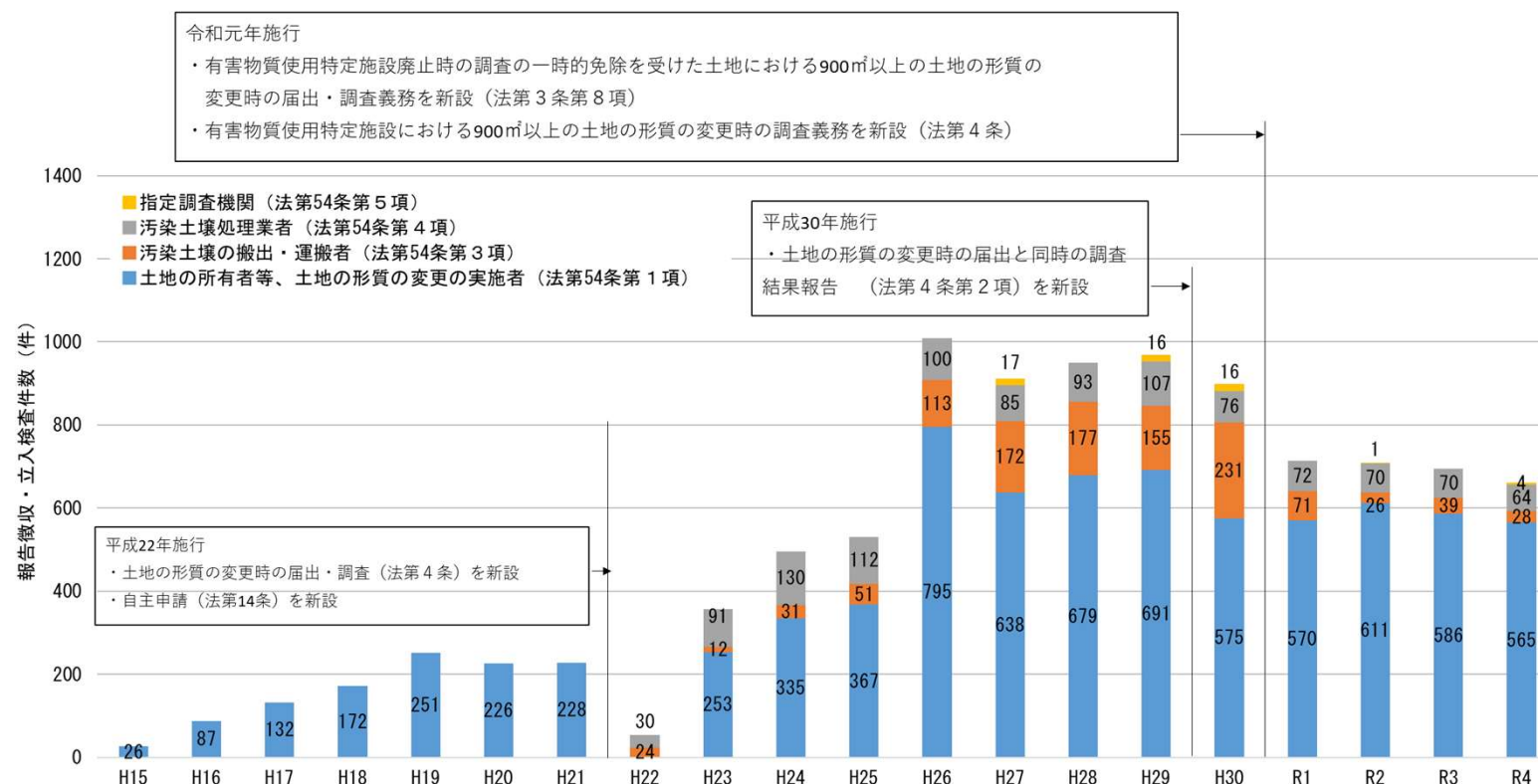
制度概要

- 指定区域、汚染土壌処理業者、指定調査機関等に対し、報告徴収や立入検査が可能（法第54条）
- 調査不履行や虚偽の届出等に対する罰則が規定（法第65～69条）

施行状況

- 年間の報告徴収及び立入検査の件数は、近年は約700件程度であり、土地の所有者等及び土地の形質の変更の実施者を対象にしたものが最も多い。

報告徴収・立入検査の件数の推移



※1 指定調査機関に対する報告徴収・立入検査件数は平成27年度から調査を実施している。

※2 平成22年度の土地の所有者等、土地の形質の変更の実施者に対する報告徴収・立入検査の件数は未調査である。